

## 第1回市民協働推進計画策定懇談会（概要）

### ■ 日 時

平成17年8月24日（水） 午後2時00分～午後4時00分

### ■ 会 場

宇都宮市役所14C会議室

### ■ 出席者

懇談会委員：浅野委員，大竹委員，大野委員，加藤委員，坂本委員，佐々木委員，島田委員，沼田委員，原沢委員，三宅委員，山中委員，若林委員，渡部委員  
事務局：自治振興部長，自治振興部次長，市民協働課長，市民協働課統括グループリーダー，市民活動グループリーダー，地域づくりグループリーダー，事務局職員

### ■ 会議経過

#### 1 開会

#### 2 市長あいさつ

#### 3 委員紹介

・事務局から各委員および事務局職員の紹介

#### 4 会長、副会長の選出について

・互選により沼田委員を会長に、佐々木委員を副会長に選出

#### 5 会議及び会議録の公開について

・本懇談会を原則公開にすることを決定

#### 6 市民協働推進指針について

・市民協働推進指針の内容について説明

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

A委員：「市民協働によるまちづくりとは（定義）」に書かれている「より暮らしやすい空間や社会，制度をつくっていくために行う全ての行動」が具体的なアウトプットだと思うが，策定する過程での論議を伺いたい。

事務局：一般的に「まちづくり」とは，計画的なハード面の整備をイメージしがちだが，ソフト面における仕組みなどの考え方も含め，自分たちの思い描く「まちづくり」について，できる限り幅広く捉え，考えられるようにと検討した結果，抽象的な言葉だが，最終的にはこのようになった。

会 長：できるだけ，包括的な概念で言葉を使用しようという合意があった。しかし，指針における「市民」という概念で，推進計画を策定するかどうかは，これから検討していけば良いと思う。

B委員：他市の市民協働に関する条例等をみると「市民参加と協働」というものが多

いが、宇都宮市の場合の「市民協働」とは、行政と市民との協働なのか、また、市民参加も含まれる市民協働なのか。

事務局：参加、参画も含めた協働であり、市民と市民、市民と行政の協働を含めたものである。

B委員：市民の参画も包含するのか。

事務局：包含する。

会 長：協働は高いレベルの参加型であるといわれている。参加とは行政が創った土俵に市民が入ること。協働とはどちらでもない土俵に市民も行政も入ることである。指針は一般的なルールブックなので、これを踏まえながら具体的な推進計画に踏み込んでいく。

C委員：「協働」という言葉のいわれを知りたい。

会 長：本来の日本語ではなく、国語辞典には載っていない。「COPRODUCTION」の英語の訳で東海大学の荒木教授が20年前に訳した「参加と協働」で使用した言葉を今も使っている。学問的な用語としてではなく、一般に社会の場で使われてきた。イメージとしていろんな「働」があっただけではないかと思う。

D委員：指針でも随分とこの言葉についても議論した。

## 7 「(仮称)市民協働推進計画」の策定体制等について

・市民協働推進計画策定懇談会の役割やスケジュールなどについて説明

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

B委員：自治基本条例とこの推進計画の位置づけはどうなっているのか。最終的にはこの推進計画は条例化するのか。

事務局：自治基本条例は、市の憲法的なものであり、推進計画は、指針の理念を踏襲した具体的な計画である。自治基本条例と内容的にはオーバーラップする部分もあるので、自治基本条例策定の検討の中で、この推進計画の位置づけを含め、今後、協議していく。

会 長：推進計画は行政計画であり、条例とは性質が違う。むしろ、進んだ内容は、行政計画のほうが盛り込みやすいかもしれないと思う。

会 長：最終的に意見書を作成するわけだが、中間報告が2月に公表され、その後、3回の懇談会で意見書をまとめるのは時間的にどうか。策定小委員会などを設置する予定があるかどうか伺いたい。

事務局：体制等については検討していないが、必要があれば状況に応じて検討する。

会 長：意見書を作成する委員会のようなものがあればスムーズに作成が進むと考える。

事務局：懇談会からそのような意見があれば対応する。

会 長：進捗度合いによって検討していただきたい。

A委員：委員会と懇談会の関係がよく分からない。どのようにキャッチボールをしていくのか。

事務局：計画策定過程の状況によって、変わる場合があると思うが、基本的には委員

会で議論された内容を懇談会に提出する流れである。

会 長：キャッチボールが基本だが、委員会、懇談会の合同会議を開催してもいいと思うがどうか。

事務局：来年2月に協働に係るシンポジウムと分科会の開催を予定している。分科会では、行政、コミュニティ及びNPO活動者などの方に参加していただき、意見を交わしていただく予定である。

会 長：枠を広げて、随時話し合ってもいいのではと考える。

E委員：資料6の別紙1を見ると、意見交換会はどの体制と繋がっているのか。意見交換会の意見は、どこが吸い上げていくのか。

事務局：幅広く市民の意見を伺いたいという趣旨のもとに、懇談会の他に意見交換会の設置を予定している。意見交換会で出された意見は、委員会、懇談会の中で、その都度報告していきたい。

F委員：行政経営検討委員会企画会議からでてくる行動計画は、具体的にどの時点から懇談会にあがってくるのか。資料4のP11に書かれている「モデル事業などの活用」とは、どの時点で企画会議から懇談会にあがってくるのか。

事務局：行動計画では、既に市民協働推進指針と計画を策定し、具体的に推進していくことが計上されている。来年度からの実施に向けたモデル事業についても、今後、懇談会や委員会などで検討し、実施していくことになる。

## 8 議事

### ○ 「(仮称)市民協働推進計画」の枠組みについて

(1) 用語の定義について

(2) 活動主体における特性、現状と課題について

(3) 市民協働における役割分担の考え方

①用語の定義

②活動主体における特性、現状および課題について

③市民協働における役割分担の考え方

・一括して説明

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

会 長：資料10で、地域団体が「地域まちづくり組織」と「自治会」に分けてあるのに、役割が同じなのはどうか。

事務局：地域まちづくり組織は地域の各種団体によって構成されている団体である。また、自治会は、まちづくり組織の中核的な役割であるため、今回、地域を網羅する団体として示した。2つの団体を中心となって地域まちづくりを行っていくと理解して欲しい。

E委員：NPOは活動の目的があって組織されているが、コミュニティ推進協議会が母体となって設置された地域まちづくり組織は、何を目的に活動するのか。3年経過しても、地域の問題に対して協議する場として必ずしも機能していない。

会 長：市民協働を考える上で重要なポイントである。

事務局：将来的には、地域のまちづくりの主体として、さらには地域の考えに基づいた実践を行う団体として捉えている。

D委員：従来は、それぞれの団体がそれぞれの予算の範囲内でまちづくり活動を行ってきたが、地域まちづくり組織は、体協や自治会等各種地域団体によって構成されており、地域活動を行う主体となっている。

G委員：私の地域でも、地域まちづくり組織が主体となって活動している。地域まちづくり組織が動かないと、自治会が動かないというような車の両輪のような関係である。

H委員：地域まちづくり組織は浸透してきているが、地域によって温度差がある。各種団体によって、地域の活動範囲が違うので、活動する上で難しい部分がある。ブロック毎に考えても、同じである。青少年育成市民会議は青少年課が所管だが、青少年指導員だと所管が生涯学習課というような所管が違うのもネックだと思う。

D委員：市の方にも要請しているが、市民の要望を受ける窓口をつくって欲しいと思う。

会 長：市民協働課の仕事だと思う。

事務局：市民に分かりやすくすることが、まず必要だと思う。

F委員：地域まちづくり組織は連合自治会単位で組織化されているのか。

事務局：連合自治会単位で、37地区で組織化されているが、総称として地域まちづくり組織であり、コミュニティ推進協議会とか、各種団体連絡協議会とか、地区によって名称はそれぞれ違う。

F委員：主体は連合自治会が担うのか

事務局：地域によって違うが、各種団体、自治会等を中心に構成されています。また、NPO、商店街、企業等も構成員となっている地域もある。

F委員：そうだとすると、資料10の地域団体を地域まちづくり組織と自治会でわけする必要はないと思う。地域まちづくり組織と自治会が一体でないだとすると、その他の地域団体も整理するべきではないかと思う。

会 長：指針の懇談会でも議論があった。これから何回も検討していく部分であると思う。

## 9 その他

- ・次回会議の日程

  - 11月上旬の開催を予定

- ・パンフレットの説明

- ・意見票の提出

  - 資料内容にご意見等がある場合は、9月上旬までにFAX等で提出

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

会 長：他市の事例について知りたいと思う。総務省で協働に関する報告書を出しているの、参考になると思う。事務局で用意し、委員に配布して欲しい。